

豊川流域圏自然再生検討会

規 約（改正案）

(名 称)

第1条

本会は、「豊川流域圏自然再生検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目 的)

第2条

1. より良い三河湾にしていくために必要な豊川流域の調査及び取組の検討を行う。
2. 豊川の自然再生計画を実施していくために必要な事項について、技術的検討を行う。

(対象区域)

第3条

検討会の対象区域は、豊川流域圏（三河湾および三河湾に流入する河川）とする。

(所掌業務)

第4条

検討会は、豊川流域圏に係る次に掲げる業務について、各々が役割を持ち、連絡調整しながら自立的に行動する。

1. 三河湾のより良い環境づくりをめざすことに必要な調査・検討に関すること。
2. 豊川の自然再生計画を実施するための技術的検討に関すること。
3. 検討会で得られた知見についてのとりまとめに関すること。

(構 成)

第5条

検討会の構成は別表－1のとおりとする。

(座 長)

第6条

1. 検討会に座長を1名おき、構成員の互選によりこれを定める。
2. 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

(検討会)

第7条

1. 検討会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
2. 検討会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
3. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、検討会に構成員以外のものの参加を求めることができる。

(専門部会)

第7条の2

1. 検討会は、専門的事項や内容に応じて協議・調整を行う場として、専門部会を設置できるものとする。
2. 専門部会の構成は別表－2のとおりとする。
3. 専門部会の委員、運営方針、協議・調整する内容等は、座長の了承を得て別途定めるものとする。
4. 座長は、専門部会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、専門部会に構成員以外のものの参加を求めることができる。
5. 専門部会で協議・調整した内容は、とりまとめて検討会委員に報告する。

(公開)

第8条

検討会の資料は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則として公開する。

(事務局)

第9条

検討会の会務を処理するために事務局を置く。

検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所とする。

(規約改正)

第10条

本規約は、第5条に定める検討会構成員の発議により、検討会の議決により、改正することができる。

(附則)

この規約は、平成20年 6月24日から施行する。

平成21年 5月20日改正

平成24年 3月15日改正

平成29年 3月 7日改正

令和 元年10月 3日改正

別表－1

検討会

氏名	所属等	役職	専門分野	備考
青木 伸一 あおき しんいち	大阪大学大学院	教授	海岸工学	座長
井上 隆信 いのうえ たかのぶ	豊橋技術科学大学	教授	水質	
今尾 和正 いまお かずまさ	(株)日本海洋生物研究所	執行役員	底生生物	
梶野 保光 かじの やすみつ	東三河生態系ネットワーク協議会	会長	植物	
鈴木 輝明 すずき てるあき	名城大学大学院総合学術研究科	特任教授	海洋環境	
富永 晃宏 とみなが あきひろ	名古屋工業大学	教授	河川水理	
溝口 敦子 みぞぐち あつこ	名城大学 社会基盤デザイン工学科	教授	土砂水理	
山本 敏哉 やまもと としや	豊田市矢作川研究所 豊田市矢作川研究所	主任研究員 主任研究員	魚類 魚類	
和出 隆治 わで たかはる	愛知県漁業協同組合連合会	常務		

(敬称略 50音順)

別表－2

専門部会(下水道部会)

氏名	所属等	役職	専門分野	備考
井上 隆信 いのうえ たかのぶ	豊橋技術科学大学	教授	水質	
鈴木 輝明 すずき てるあき	名城大学大学院総合学術研究科	特任教授	海洋環境	
金子 隆美 かなこ たかみ	豊橋市 上下水道局	局長		
小林 賢次 こばやし けんじ	豊橋河川事務所	所長		
富永 晃宏 とみなが あきひろ	名古屋工業大学	教授	河川水理	部会長
中田 喜三郎 なかた きさぶろう	名城大学大学院総合学術研究科	特任教授	海洋環境	
和出 隆治 わで たかはる	愛知県漁業協同組合連合会	常務		

(敬称略 50音順)